

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境の整備を行うため、  
次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

2. 目標 ① 令和5年3月までに、年次有給休暇の取得率を現在より上昇させる。

- 対策
- ・ 令和2年4月～各部署の責任者が前年度の年次有給休暇取得率を把握する。
  - ・ 令和2年7月～社内部課長会議で各部署の報告を行い、対策を検討する。
  - ・ 令和3年4月～年次有給休暇の取得の促進を社員へ周知する。

目標 ② 令和5年3月までに、育児休業等をし、又は育児を行う女性労働者が  
就業を継続できる環境を整える体制を構築する。

- 対策
- ・ 令和2年5月～相談窓口を設置する。
  - ・ 令和2年10月～相談員の研修。
  - ・ 令和3年4月～相談窓口の設置について社員へ周知する。